

令和 5 年 12 月 19 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会

常任理事 木 澤 晃 代

常任理事 田 母 神 裕 美

常任理事 中 野 夕 香 里

令和 6 年度診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定率について

日頃より、本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
政府において令和 6 年度診療報酬、介護報酬、及び障害福祉サービス等報酬の改定率について方針が固まりましたので、情報共有いたします。

診療報酬は本体で+0.88%、このうち、コメディカル等の賃上げに 0.61%、入院時の食費の見直しに 0.06%、残り 0.21%と効率化・適正化で捻出する 0.25%を合わせた 0.46%については、若手医師の賃上げや物価高騰などへ活用するよう示されました。薬価は 0.96%程度引き下げる見込みで、ネットの改定率はマイナスとなる見通しです。

介護報酬は+1.59%、このうち 0.98%は介護職員らの処遇改善に充てる方針です。
これとは別枠で処遇改善加算の一本化で 0.30%増、施設の光熱水費の利用者負担増で 0.15%増の効果を含め、合計すると 2.04%増に相当する見込みです。

障害福祉サービス等報酬改定率も+1.12%とする方針で、これとは別枠で処遇改善加算の 0.40%増の効果を含め、合計で 1.52%増に相当する見込みです。

詳細は今後、厚生労働省より示されてまいりますので、追ってご報告いたします。

今回の改定率を巡っては非常に厳しい情勢が続きましたが、全産業の賃金引上げが進む中で、都道府県看護協会・都道府県看護連盟とも一体・一丸となり、賃金引上げと物価高騰への対応などについて声をあげてまいりました。

皆様の強いお力添えのおかげで、一定の評価ができる改定率となりましたことに深く感謝申し上げます。